

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条 第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令に ついて

一 制定の趣旨

本省令は、昨年（平成25年）の第156回通常国会で成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成25年法律第111号）第3条第2項に基づき、性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載事項について定めるものである。

二 省令（案）の内容

診断書に記載すべき事項は次の事項とし、診断を行った医師は、診断書に記名押印又は署名しなければならない。

- 1 住所、氏名及び生年月日
- 2 生物学的な性別及びその判定の根拠
- 3 家庭環境、生活歴及び現病歴
- 4 生物学的な性別としての社会的な適合状況
- 5 心理的には生物学的な性別とは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有すること並びにその判定の根拠
- 6 医療機関における受診歴並びに治療の経過及び結果
- 7 他の性別としての身体的及び社会的な適合状況
- 8 診断書の作成年月日
- 9 その他参考となる事項

三 施行期日

法の公布の日から1年を経過した日（平成26年7月16日）